

富士見市国民保護計画の変更の概要

1 趣 旨

国民保護計画とは、弾道ミサイル攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、住民の避難や救援など、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等への影響を最小とするために必要な事項を定めた計画です。本市では、平成19年2月に策定し、平成22年12月に一部変更しています。

平成29年12月に国が国民保護計画作成の基準となる「国民の保護に関する基本指針」を変更し、それを受けて、平成30年12月に埼玉県が「国民保護に関する埼玉県計画」を変更いたしました。これらの変更を反映するため、本市計画を一部変更するものです。

2 主な変更点

(1) 国の基本指針等の変更の反映に伴う変更

- ① 「弾道ミサイル攻撃の場合の留意点」について追加(P. 9)
- ② 「避難施設の指定要件」に「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加(P. 23)
- ③ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施について追加(P. 35)
- ④ NBC攻撃による汚染への対応時の留意事項を追加(P. 64)

(2) 県との事前相談結果の反映等に伴う変更

- ① 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の改称について追加(P. 1)
- ② 警報の市民への周知方法に、「情報伝達手段の多重化等の推進」を追加(P. 21)
- ③ 「県の避難施設の指定への協力」を追加(P. 23)
- ④ 「県の選定する主な情報提供場所」を追加(P. 28)
- ⑤ 「電話その他の通信設備の提供」を追加(P. 60)

(3) その他時点修正

- ① 「富士見市地域防災計画」等の計画との整合
- ② 富士見市組織改正の反映
- ③ データ等の更新